

○高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

平成19年3月27日規則第32号

高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年高知県条例第6号。以下「書面保存等条例」という。）の規定に基づき、書面保存等条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 知事が所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等を書面保存等条例第3条から第6条までの規定に基づき電磁的方法により行うことについては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、書面保存等条例において使用する用語の例による。

(電磁的記録による保存の適用範囲)

第3条 書面保存等条例第3条第1項の規則で定める保存は、別表第1及び別表第2に掲げる条例等の規定による書面の保存とする。

(電磁的記録による保存の方法)

第4条 民間事業者等は、書面保存等条例第3条第1項の規定により別表第1又は別表第2に掲げる条例等の規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）に

より読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

- 2 民間事業者等は、前項の場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 必要に応じて電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに、明りょうな状態かつ整然とした形式で、民間事業者等の使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができる措置
  - (2) 電磁的記録に記録されている事項について、保存すべき期間中における当該事項を記録したファイルの改変、滅失及びき損を防止する措置
- 3 民間事業者等は、第1項の規定により別表第2に掲げる条例等の規定による書面の保存を同項各号に掲げるいずれかの方法により行う場合は、前項各号に掲げる措置に加えて、電磁的記録に記録されている事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じなければならない。

(電磁的記録による作成の適用範囲)

第5条 書面保存等条例第4条第1項の規則で定める作成は、別表第3に掲げる条例等の規定による書面の作成とする。

(電磁的記録による作成の方法)

第6条 民間事業者等は、書面保存等条例第4条第1項の規定により書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければならない。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 書面保存等条例第4条第3項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。第12条第3号において同じ。）とする。

(電磁的記録による縦覧等の適用範囲)

第8条 書面保存等条例第5条第1項の規則で定める縦覧等は、別表第4に掲げる条例等の規定による書面の縦覧等とする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第9条 民間事業者等は、書面保存等条例第5条第1項の規定により書面の縦覧等に代え

て当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

(電磁的記録による交付等の適用範囲)

第10条 書面保存等条例第6条第1項の規則で定める交付等は、別表第5に掲げる条例等の規定による書面の交付等とする。

(電磁的記録による交付等に係る電磁的方法)

第11条 書面保存等条例第6条第1項の規則で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるいずれかのもの

ア 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該交付等に係る書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(書面保存等条例第6条第1項の規定による電磁的方法による交付等について、当該相手方がこれを受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに当該交付等に係る書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(民間事業者等の用いる電磁的方法の種類及び内容として示すべき事項)

第12条 書面保存等条例第6条第2項の規定により示すべき民間事業者等の用いる電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる方法のうち民間事業者等が用いるもの

(2) ファイルへの記録の方式

(3) 電子署名を行うときに用いる方法

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### (水産業協同組合法施行細則の一部改正)

- 3 水産業協同組合法施行細則（昭和27年高知県規則第1号）の一部を次のように改正する。

#### (次のよう略)

### (高知県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

- 4 高知県屋外広告物条例施行規則（平成8年高知県規則第81号）の一部を次のように改正する。

#### (次のよう略)

### 別表第1（第3条、第4条関係）

- 1 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（平成5年高知県規則第18号）第5条
- 2 柔道整復師法施行細則（平成5年高知県規則第19号）第5条
- 3 高知県健康増進法施行条例（平成15年高知県条例第38号）第3条第1項
- 4 高知県水産業協同組合法施行細則第18条第2項
- 5 高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）第45条及び高知県屋外広告物条例施行規則第29条第4項
- 6 高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年高知県条例第14号）第12条及び高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年高知県規則第46号）第14条第2項

### 別表第2（第3条、第4条関係）

- 1 高知県中小企業高度化資金貸付規則（平成3年高知県規則第48号）第19条
- 2 高知県水産業協同組合法施行細則第19条
- 3 高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第64条第3項、第123条及び第132条第1項

### 別表第3（第5条関係）

- 1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則第5条
- 2 柔道整復師法施行細則第5条
- 3 高知県健康増進法施行条例第3条第1項
- 4 高知県中小企業高度化資金貸付規則第19条
- 5 高知県水産業協同組合法施行細則第18条第2項、第21条及び第22条
- 6 高知県屋外広告物条例第45条並びに高知県屋外広告物条例施行規則第29条第2項及び第3項
- 7 高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第12条及び高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第14条第1項
- 8 高知県会計規則第64条第3項、第123条及び第132条第1項

別表第4（第8条関係）

高知県健康増進法施行条例第3条第2項

別表第5（第10条関係）

高知県水産業協同組合法施行細則第21条及び第22条